

事 務 連 絡

令和5年2月14日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

### 赤道ギニア共和国におけるマールブルグ病の発生に係る注意喚起について

令和5年2月13日（現地時間）、赤道ギニア共和国保健省及び世界保健機関（WHO）より、赤道ギニア共和国において、同国初となるマールブルグ病患者の確定例を報告したと発表されましたので、お知らせします。2月12日時点で、同国 Kie Ntem 県で、9例の疑い死亡例、16例の疑い例が確認されています。

赤道ギニア共和国に滞在している間や、同国から入国後、疑わしい症状が出現した場合には、早期に医療機関を受診し、適切な診断及び治療を受けることが重要です。各自治体におかれましては、当該地域への渡航者に対して、改めて注意喚起をお願いします。

あわせて、貴管内で一類感染症に感染した疑いのある患者が発生した場合における感染症指定医療機関への当該患者の搬送や当該患者の検体移送に関する手続等について、今一度、確認をお願いします。対応においては、「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）」（参考1）及び「一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針」（令和2年2月27日付け事務連絡、参考2）に留意いただくとともに、疑似症が発生した場合には、厚生労働省に直ちにご相談いただくようお願いします。

参考1：ウイルス性出血熱への行政対応の手引き（第二版）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/0000164709.pdf>

参考2：一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針

<https://www.mhlw.go.jp/content/000601059.pdf>